

## 国際大会に出場する場合等のスポーツ奨学金の支給について

平成17年2月7日  
選考委員会申し合わせ

平成19年8月7日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成24年12月27日一部改正

公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団奨学金給付基準第3の3の(2)の特別スポーツ奨学金のオリンピック以外の国際大会等については、以下のとおり申し合わせるものとする。

### 記

- (1) 世界選手権大会、アジア選手権大会、東アジア選手権大会及びユニバーシアード大会に日本代表として出場が決定した選手個人で、自己負担金を求め求められているときは、その半額（上限15万円）を特別スポーツ奨学金として支給する。
- (2) 上記の大会に出場して優秀な成績を収めたときは、全日本選手権大会（個人）の例に準じて特別スポーツ奨学金を支給する。
- (3) 上記以外の国際大会に日本代表として出場する場合の援助については、選考委員会において協議する。
- (4) 海外からの招聘により国際大会に出場する個人又は競技団体については、その支援として（個人5万円、競技団体10万円）を援助する。ただし、必要経費が援助額以下の場合にはその額とする。
- (5) オリンピックへの出場を目指して強化合宿を行う場合の援助については、選考委員会において協議する

## 参加者(チーム)数が少ない場合におけるスポーツ奨学金の支給について

平成19年12月26日  
選考委員会申し合わせ

競技参加者(チーム)数が少ない競技会において、スポーツ奨学金給付基準に該当する場合の奨学金の取り扱いについては、競争性を担保する観点から以下のとおり申し合わせる。

### 記

1. 実参加者(チーム)数が3名(チーム)以下の場合  
1位のみ支給し、金額は給付基準3位の額とする。
2. 実参加者(チーム)数が4名(チーム)以上5名(チーム)以下の場合  
1位、2位まで支給し、金額はそれぞれ給付基準2位、3位の額とする。
3. 実参加者(チーム)数が6名(チーム)以上の場合  
給付基準どおり支給する。

## 科目等履修生及び研究生に対するスポーツ奨学金の支給について

平成20年3月12日

選考委員会申し合わせ

財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団奨学金給付基準第3の3の(2)の特別スポーツ奨学金の支給については、以下のとおり申し合わせる。

### 記

「国際大会に日本代表として出場し又は優秀な成績を収めた選手個人に、つぎのとおり特別スポーツ奨学金を給付する。」の解釈について、オリンピックに限り選手個人とあるのは、本学卒業後、科目等履修生又は研究生として在籍している者を含むものとする。